

1 全職員

職員区分	男女の給与の差異
任期の定めのない常勤職員	91.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.1%
全ての職員	69.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
本庁部局長・次長相当職	95.8%
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	102.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
36年以上	87.6%
31～35年	94.4%
26～30年	97.8%
21～25年	95.5%
16～20年	92.4%
11～15年	89.6%
6～10年	92.4%
1～5年	86.5%

【説明欄】

1 「任期の定めのない常勤職員」について

- ① 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性の職員による受給が多くなっており、男性の支給額が高くなっている。
- ② 令和4年度においては、男性職員の超過勤務時間が長くなっており、相対的に超過勤務手当が多く支給されている。
- ③ 男性の新採用職員について、近年、採用前に一定の経験年数のある者の採用が比較的多くなっており、相対的に女性職員の給与水準が低くなっている。

2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」

令和4年度においては、男性職員の超過勤務時間が長くなっており、相対的に超過勤務手当が多く支給されている。

3 「全ての職員」について

「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、1日及び週の勤務時間が短く、給与水準が低い女性職員が相対的に多く、全ての職員で比較した場合に男女の差が大きくなっているものである。